

光回線の強引な電話勧誘にご注意を！

インターネットの利用は毎日の生活や災害時の情報収集に欠かせないものとなりました。最近では快適にインターネットを利用するためにさまざまなサービスが提供されています。その一つである光回線は、光ファイバーケーブルを利用した通信回線で、高速・高品質でインターネットやテレビ、電話などを利用できます。光回線を利用するには回線を所有する回線業者との契約が必要で、インターネットを利用するには回線契約の他、プロバイダ（インターネット接続業者）との契約が必要です。

また、テレビを視聴するためには放送事業者との契約が必要となります。こうした仕組みをよく理解せずに無料お試しと言われ承諾してしまった、強引な勧誘に訳も分からず契約したという相談が寄せられており、今年度は電話勧誘による契約割合が大きく増加しています。

事例 1

大手プロバイダ一社を名乗り「1ヶ月間モデム（光回線を利用するのに必要な機器）が無料で使用できる、電話料金が安くなる」と電話勧誘があった。いらないと断ったが、執拗に勧められ断り切れずモデムを送ってもらったが雑音が入ったためすぐに解約を申し出た。しかし、翌月請求書が届き確認したところ契約先は代理店であったことが分かった。解約はプロバイダに連絡しなければ解約できないとのことだった。（56歳、男性）

事例 2

高齢の義兄が光回線の電話勧誘を受け「若い者でないとわからない」と断ってるのに、数回勧誘が続き訪問を承諾してしまった。「ケーブルでインターネットなどの契約をしているので変更する気はない」と断っているのに「費用負担はない、心配はない。契約書にサインしておけばいい」と言われ断り切れずに申込書を書いてしまった。どうしたらよいか。（81歳 男性）

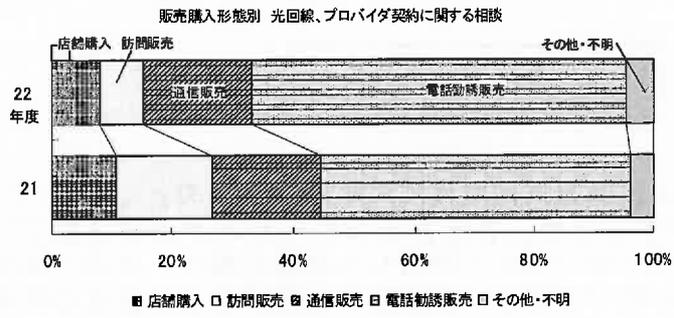
事例 3

「工事費無料、通信速度倍速」と電話勧誘され契約したところ設定は自分でしなければならないことがわかった。不満。（61歳 男性）

アドバイス

- ・ 光回線の契約については大手通信会社が直接販売する場合がありますが、代理店が電話勧誘などを行っているケースもあります。電気通信サービスは特定商取引法の規制を受けず、原則クーリング・オフはできません。
- ・ しつこい勧誘はきっぱり断る、契約内容が理解できるまで契約しないなど本当に自分に必要かどうか慎重に検討して下さい。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。



岐阜新聞 H23.3.29掲載